

安全衛生法に基づく ストレスチェック制度概要

従業員の
こころの負担が
積み重なる前に。



事業者ならびに産業保健スタッフの皆様へ

2015年12月から ストレスチェックの実施が 義務※になります。

※従業員50人未満の事業場については当分の間、努力義務です。
職場のメンタルヘルス対策として積極的に推進しましょう。

働く人のメンタルヘルス不調を防いで、
イキイキした職場環境を実現しましょう。

事業者の方々は、ストレスチェックの実施には以下の点に注意してください。

- ☑ ストレスチェックは、医師・保健師などが実施します。
- ☑ ストレスチェックの結果は、従業員の同意がなければ事業者には提供することは禁止されています。
- ☑ ストレスの高い従業員から申し出があった場合、医師による面接指導を行います。
- ☑ 面接指導の結果、医師の意見を聞き、必要に応じて働き方への配慮をしましょう。

改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度とは？

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、
ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務づける制度が創設されました。

(平成27年12月1日施行)

ストレスチェック制度の概要

ストレスチェックの実施

- 常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックを実施することが事業者の義務※になります。

※ストレスチェックとは、事業者が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査をいいます。

※従業員数50人未満の事業場、当分の間努力義務となります。

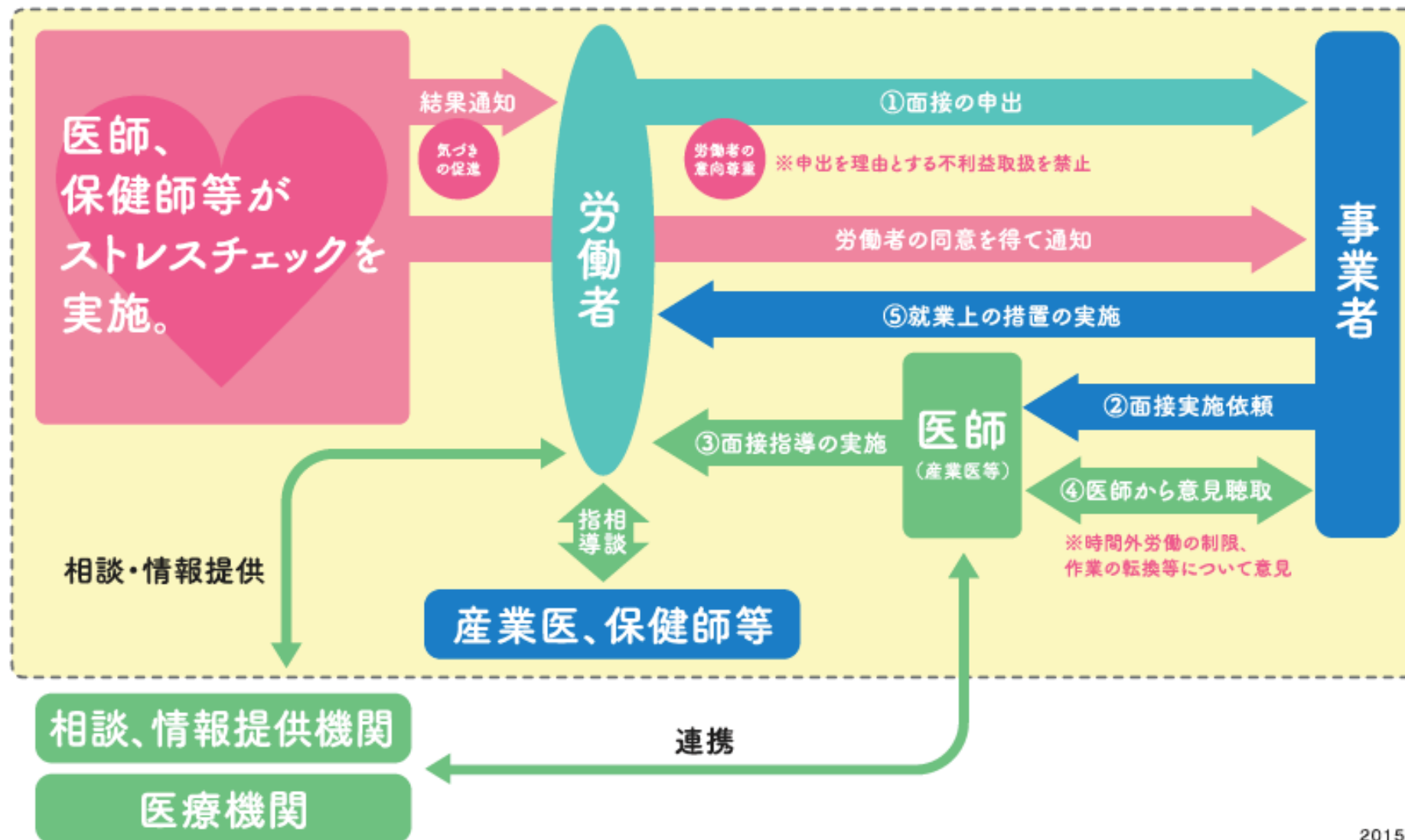
- ストレスチェックの調査票には、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」、「周囲のサポート」の3領域を含みます。

面接指導の実施

- 高ストレスと評価された労働者から申出があったときは、医師による面接指導を行うことが事業者の義務になります。
- 事業者は、面接指導の結果に基づき、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業上の措置を講じる必要があります。

◎ ストレスチェックの結果は直接本人に通知し、本人の同意がない限りは事業者には提供してはいけません。

ストレスチェック制度の流れ



2015.4

実施にあたって選任が必要な 3 役

❖ 実施者



実施に関する責任者

企画・結果の評価を行う

医師、保健師 等

人事権を有する監督的地位にある者は従事禁止

産業医が最適任者

❖ 実施事務従事者



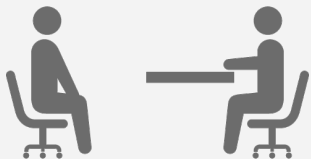
実施に必要な事務担当者

労働者の健康情報を閲覧し、取り扱い、処理する権限等を有する

守秘義務が課される

人事権を有する監督的地位にある者は従事禁止

❖ 面接指導担当医師

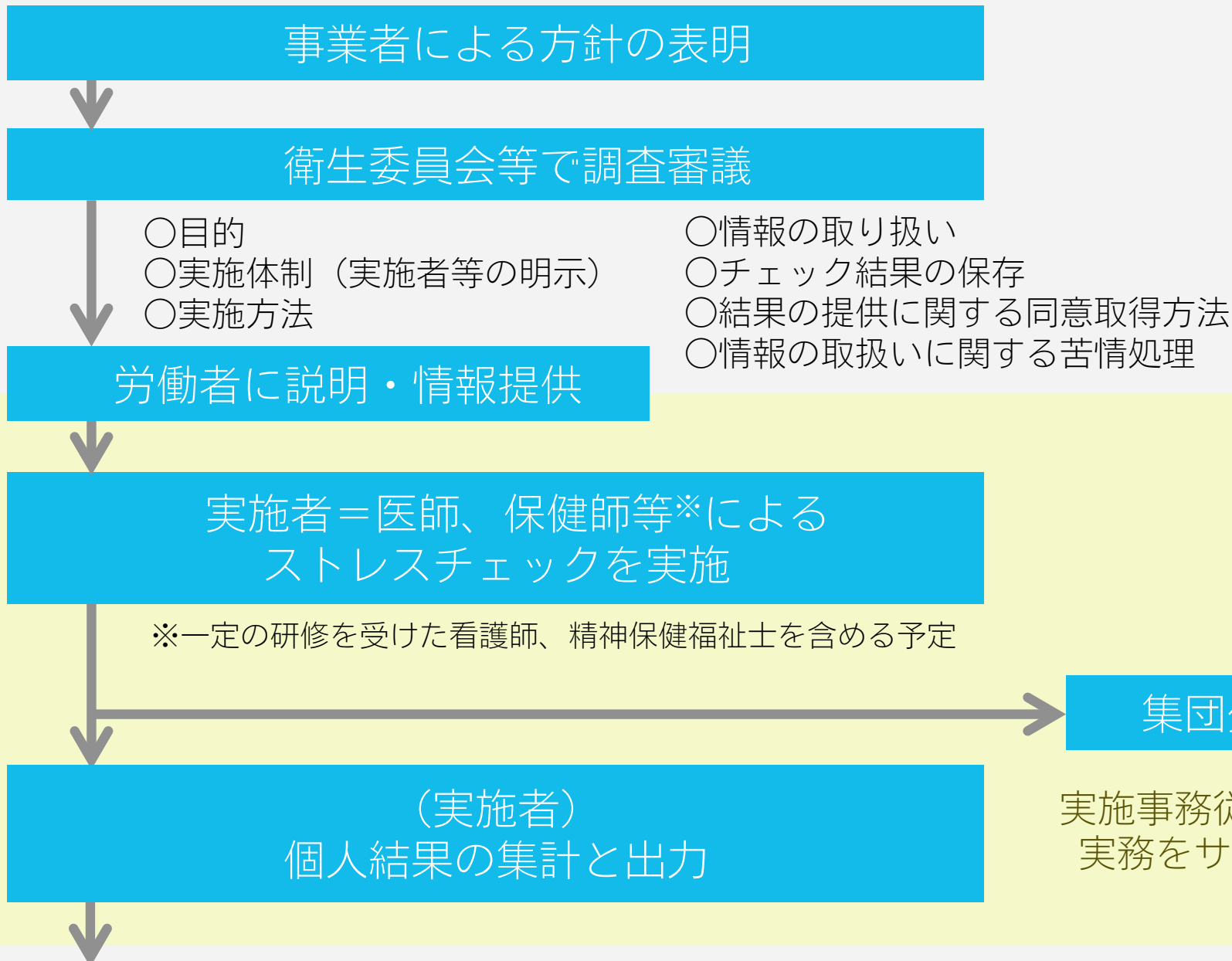


高ストレス者との面接で保健指導、受診指導を行い、面接後に事後措置に関する意見を述べる

産業医または産業保健活動に従事する医師

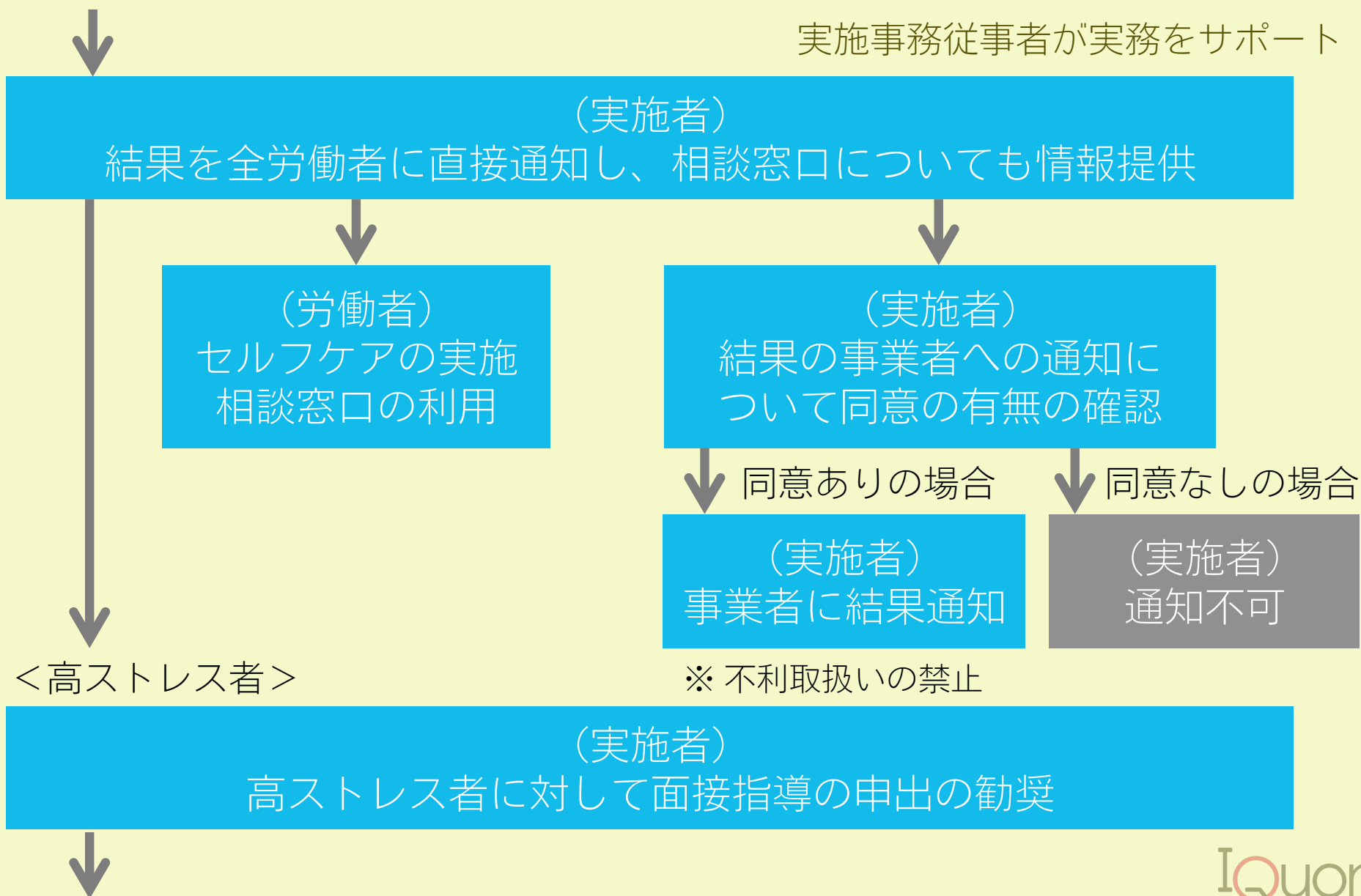
必ずしも専門医でなくても良いが専門知識や技術は必要

実施フロー① 企画から集計まで



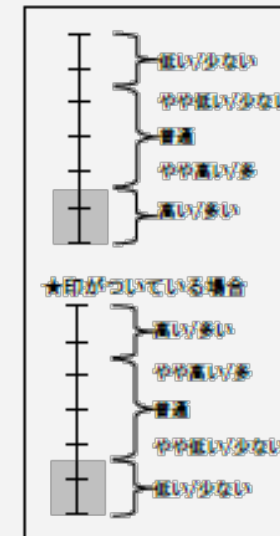
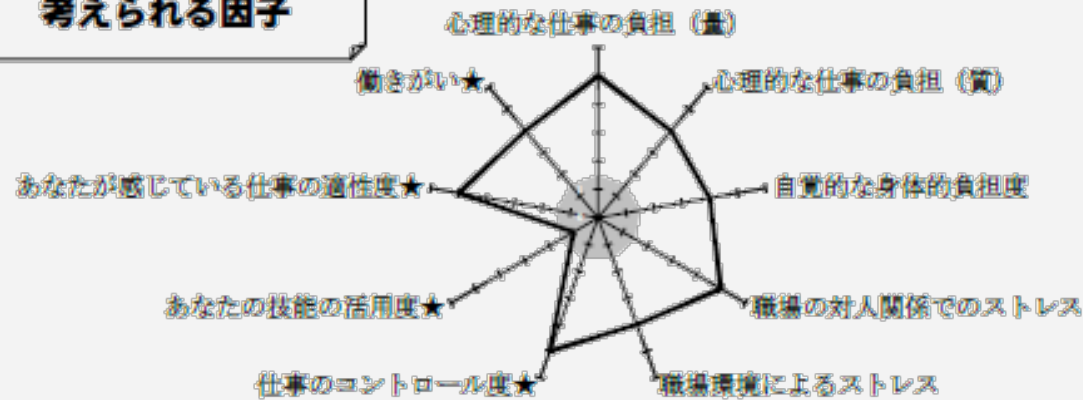
実施フロー② 結果の通知と同意手続き

実施事務従事者が実務をサポート



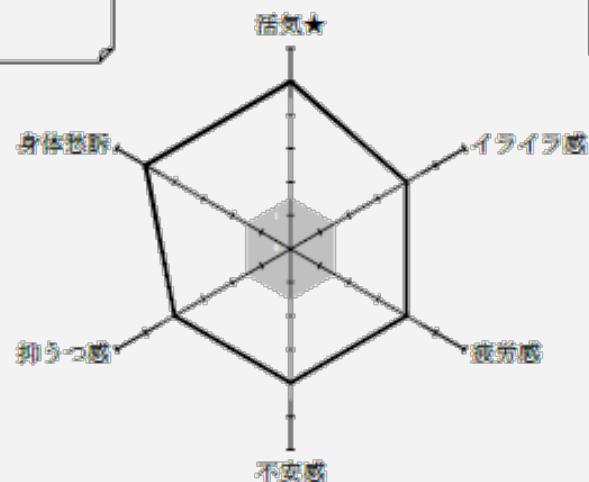
結果通知のイメージ (職業性ストレス簡易調査表)

ストレスの原因と 考えられる因子



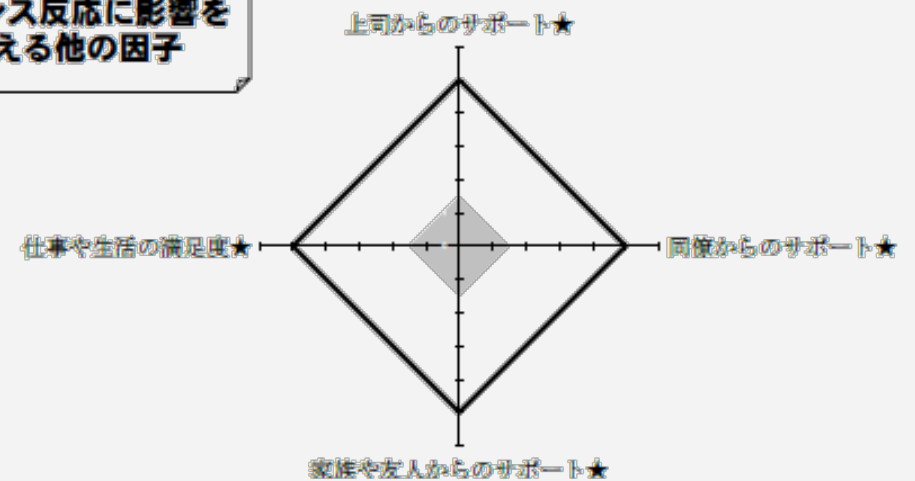
▲ストレッサー

ストレスによっておこる 心身の反応



▲ストレス反応

ストレス反応に影響を 与える他の因子



▲緩衝因子

結果通知のイメージ（職業性ストレス簡易調査表）

あなたのストレス状況は やや高めな状態にあることが窺われます。

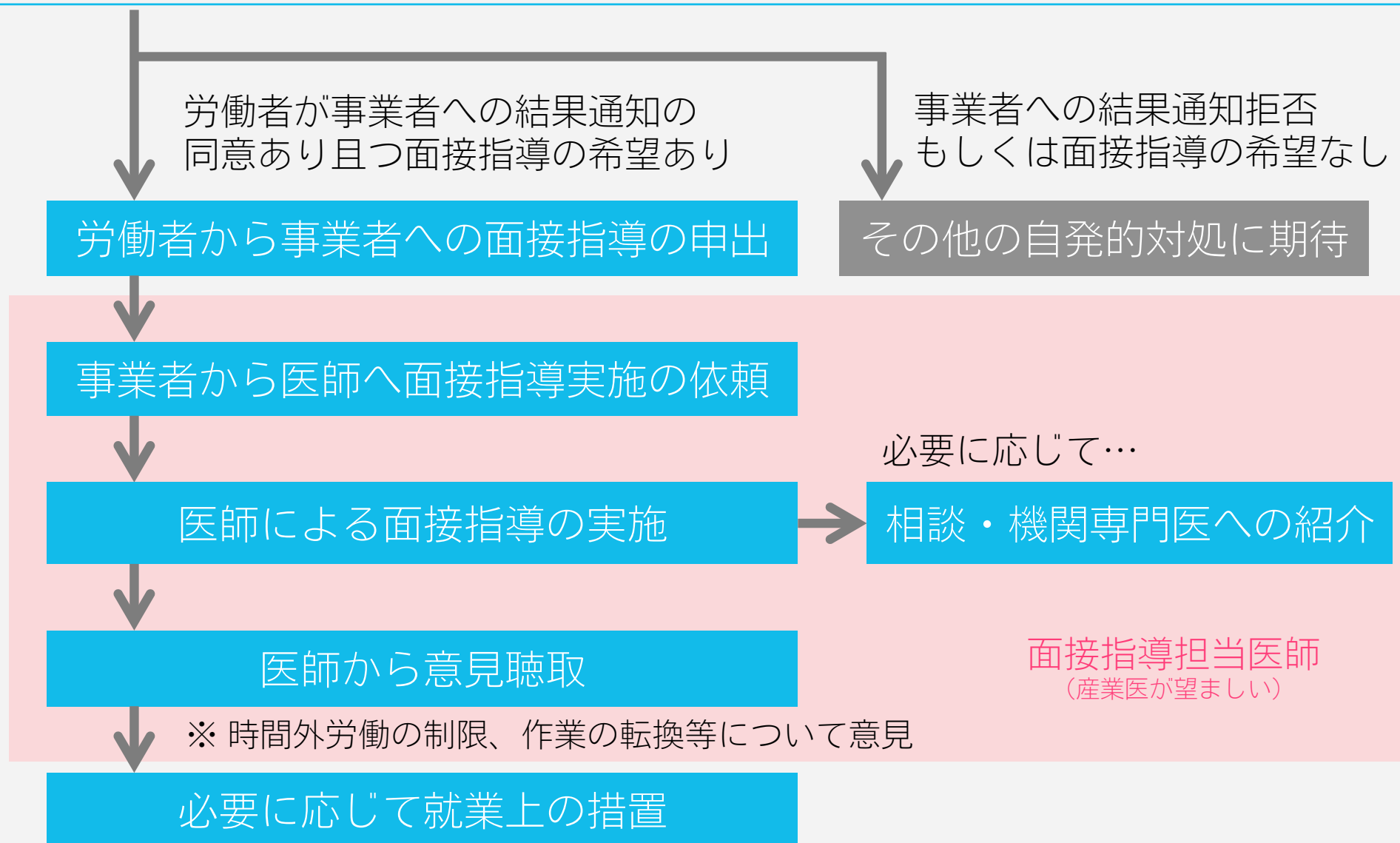
ストレスの状態が続くと、心や身体がストレスの原因に対して反応し、その結果として、気分が落ち込む～（以下略）

あなたの場合、イライラ感・不安感が高いようです。

あなたの仕事でのストレスの原因となりうる因子では、仕事の質的負担度が高いようです。

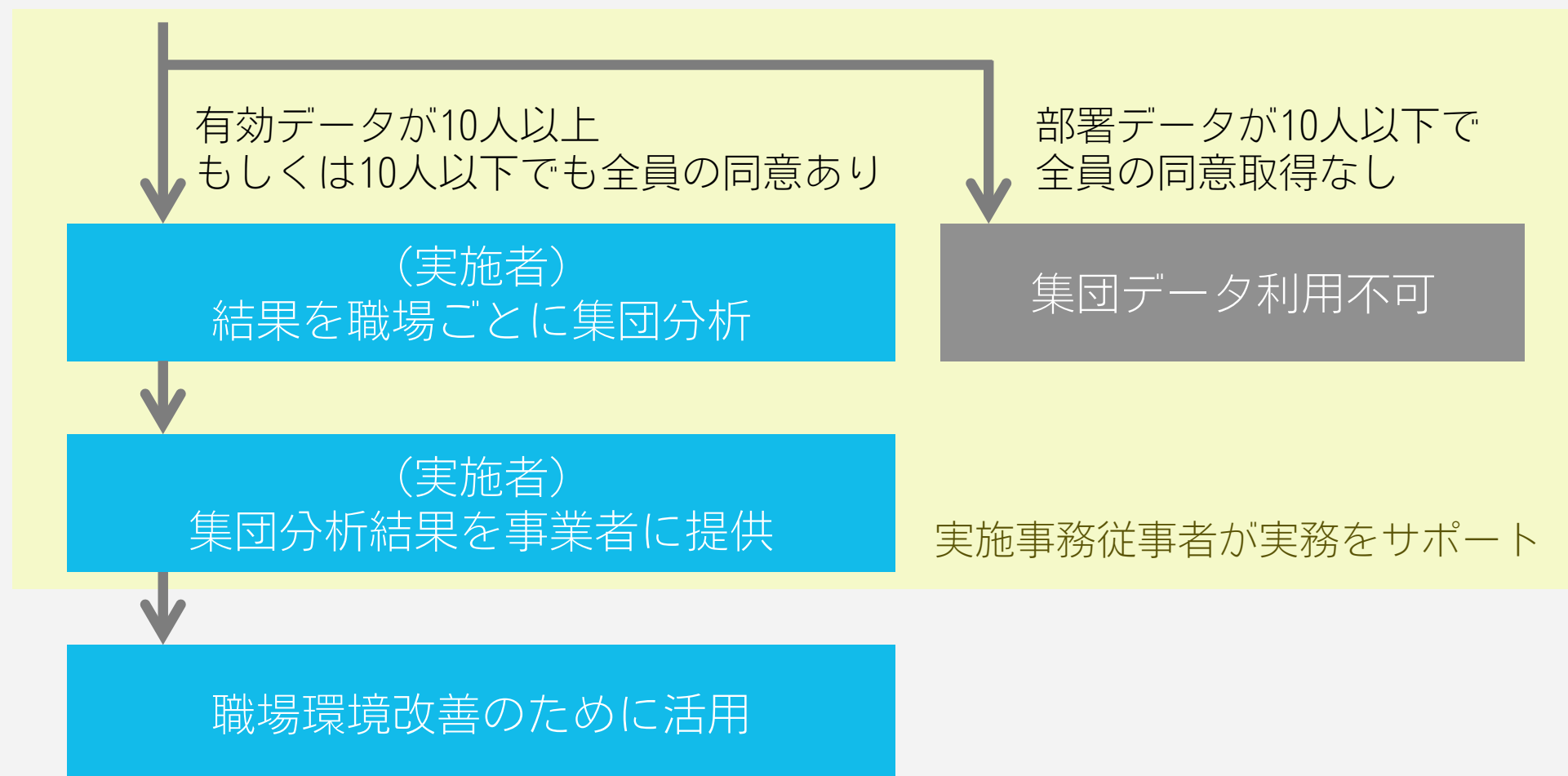
仕事の量が多い、仕事がつらいと考えている人は、もう一度自分の仕事量を見直し（以下略）、

実施フロー③ 医師による面接指導



※ 労働者の実情を考慮し、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を行う

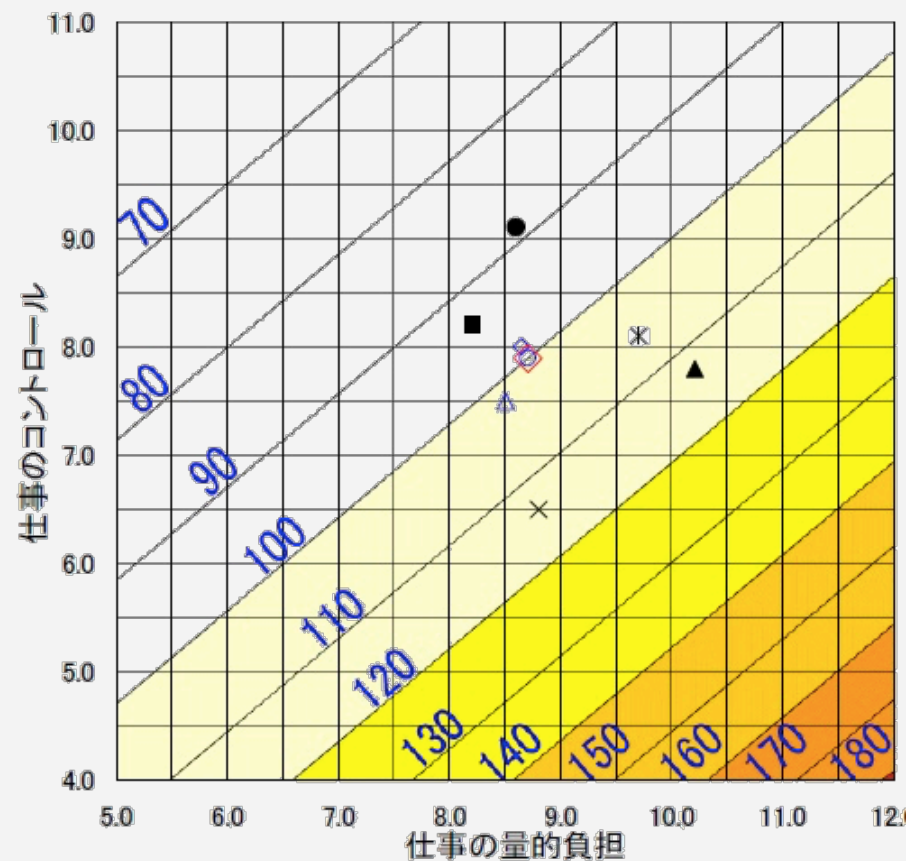
実施フロー④ 集団分析（努力義務）



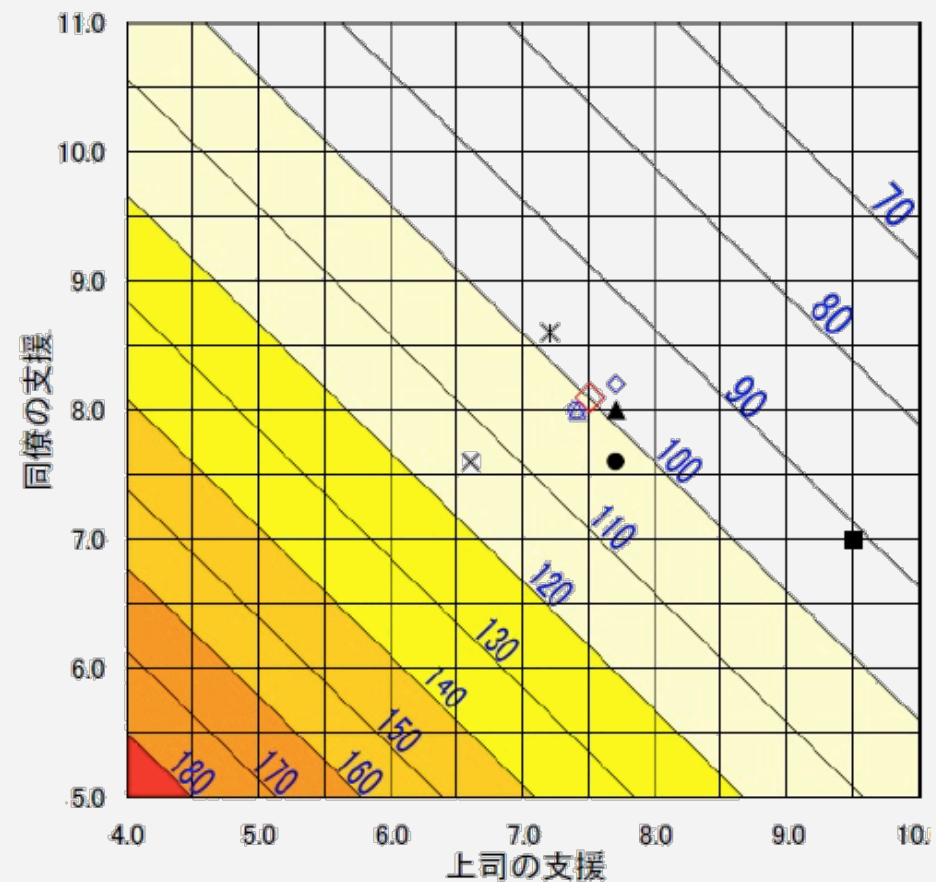
- 職場の業務改善
- 管理監督者への研修 等

集団分析結果のイメージ (職業性ストレス簡易調査表)

業務上のストレス



周囲のサポート



参考値
◇ 全国平均 ○ 専門職 ◆ 事務職 ▲ 現業職

実施促進のための助成金（50人未満の事業場）

同一都道府県に所在する、複数(2～10)の従業員50人未満の事業場が、合同でSCを実施し、また、合同で選任した産業医がSC後の面接指導等を実施する場合に、費用を助成

- ❖ SC（年1回）を行った場合
1労働者につき500円を上限として、その実費額を支給
- ❖ SC後の面接指導などの産業医活動を受けた場合
1事業場あたり産業医1回の活動につき21,500円を上限として、その実費額を支給（1事業場につき年3回を限度）

I-QUONのストレスチェック 実施サポートメニュー

Ⅰ. ストレスチェック実施前のサポート

項目	内容	サポート可否	備考
安全衛生委員会等 内部関係者に向けた 趣旨説明	ストレスチェック制度の基本的な説明等、 組織内関係者の知識・認識を揃えるため の説明を行います	○	
事業場ごとの ストレスチェック制度 実施規定の雛形提供	厚労省のマニュアルに作成するよう定め られているストレスチェック制度実施規 程の雛形（作成ガイド付）を提供します	○	
従業員への 周知文書の雛形提供	ストレスチェックの趣旨や実施時期等を 記載した従業員への周知文書の雛形を 提供します	○	
雛形のカスタマイズ	上記、雛形の内容を事業所担当者と共に 検討し、カスタマイズしたものをご提供 します	○	オプション

II. 実施者としてのサポート

項目	内容	サポート可否	備考
貴事業所の産業医が 主体となって 統轄・意思決定等して いただける場合	貴事業場の産業医：実施代表者として関与 弊社の精神科産業医：共同実施者としてサ ポート	○	貴事業場産業医の 先生に積極的・主 体的関与の意思が ある場合
貴事業所の産業医が 実施者登録のみで、 統轄・意思決定には 関わらない場合	貴事業場の産業医：実施代表者として登録 弊社の精神科産業医：共同実施者として統轄 意思決定を行う	○	弊社精神科産業医 が実質的な実施代 表者となり業務を 代行しますが、労 働基準監督署には 貴事業場の産業医 の先生を実施代表 者として届け出て いただきます
貴事業場の産業医が 実施者として 一切関与しない場合	貴事業場の産業医：関与なし 弊社の精神科産業医：実施代表者として関与	○	労働基準監督署に は弊社精神科産業 医を実施代表者と して届け出ていた だきます

Ⅲ. 検査の実施・処理に関するサポート

項目	内容	サポート可否	備考
マークシート形式検査の配布と回収	検査用紙・封筒等、検査に必要な用紙類を貴事業場に送付し、記入が完了後封かんされた用紙を貴事業場から受け取ります。	○	送付及び回収は事業場単位で行います。
WEB形式検査のデータ取得	WEBブラウザから、各従業員が弊社指定サイトにアクセスする形で回答を取得します。	○	
スマートフォン	〃	○	
非スマホ型携帯	〃	×	
個人結果の通知	結果を集計・解析し、受検者ごとに封かんされた結果を貴事業所に送付します。	○	
高ストレス者への面接指導案内	上記結果通知の際、高ストレス者に対して、面接指導を勧奨する文書を送付します。	○	
組織分析	所属・部署ごとに分析を行い、事業場に結果を通知します。	○	
上記以外の属性による組織分析の追加	所属・部署ごとの分析に加え、年齢、性別、職種等による組織分析を行います。	△ 要相談	

Ⅳ. 面接指導のサポート

面接指導は全て精神科産業医が実施します。

項目	内容	サポート可否	備考
来訪型面接指導	対象者の方に弊社カウンセリング＆コンサルティング オフィス(北浜・高槻)に来訪いただき面接指導を実施します。	○	面談実施費用は時間単位
訪問型面接指導	御社に訪問して面接指導を実施します。	○	面談実施費用は時間単位
遠方事業場への訪問	近畿圏外に出張して訪問型の面接指導を実施します。	○	時間単位の面談実施費用に加えて、要交通費・宿泊費等（実費）
情報通信機器を用いた面接指導	Skype等を用いて、遠隔地の面接指導を実施します。	○	厚生労働省の通達※に沿う形式でのみ実施が可能です
面接指導に関する意見提供	面接指導を行った意思が面接指導報告書を作成し、事業者に意見提供を行います。	○	

※情報通信機器を用いた労働安全衛生法第66条の8第1項及び第66条の10項の規定に基づく医師による面接指導について

V. その他のサポート

カテゴリ	内容	サポート可否	備考
実施後の結果保存	ストレスチェックに関する全ての記録を弊社保管庫にて保存します。	○	原則 5 年間まで
労働基準監督署への提出書類の作成	受検者数、高ストレス者数、面接指導実施者数を集計し、労働基準監督署への提出書類の作成を代行します。	○	届け出には産業医の署名・捺印が必要です
管理者・従業員向けのメンタルヘルス研修	ストレスチェック実施前もしくは実施後に、ストレスチェックの概要や活用法を含めたメンタルヘルス研修を行います。	○	オプション
全受検者向け相談窓口（期間限定）	一定期間を定めてストレスチェックを受検した全従業員を対象とするメンタルヘルス相談窓口を設置し、臨床心理士が相談対応を行います。	○	オプション